

ヤミ金融の見分け方(詳細)

<p>①登録番号の確認</p>	<p>貸金業者にはチラシやインターネット上の画面等に登録番号の表示を義務付けられているため、まずは広告に登録番号が掲載されているかをチェックしましょう。表示されていない先からは借り入れないようにしましょう。</p> <p>【登録番号の表示形式】</p> <p>登録番号は「〇〇財務局長(〇)第〇〇〇〇〇号」または「〇〇〇知事(〇)第〇〇〇〇〇号」</p> <p>【登録番号の見方】</p> <p>カッコ内の数字(〇)は登録更新回数を表しております。貸金業者は、3年に1度登録を更新することになっているので、初めて登録を受けた時は(1)となり、3年後の登録更新時には(2)といったように、3年毎に数字が増えています。</p> <p>【登録の有無の調べ方】</p> <p>登録番号が表示がされていても、虚偽の番号であるなど、登録詐称の場合があります。</p> <p>金融庁ホームページにある登録貸金業者情報検索サービスを利用して、実際に登録のある業者かどうか調べましょう。</p> <p>■「登録貸金業者情報検索サービス」ホームページURL</p> <p>http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php</p>
<p>②広告媒体の確認</p>	<p>公衆電話やトイレ、電柱等に張ってあるチラシ広告はほとんどが闇金融(ヤミ金融)業者のものです。絶対に利用しないようにしましょう。</p>
<p>③誇大広告でないか</p>	<p>「どこでも借りられなかった方でも、無条件で必ず融資。」「即日融資、無審査。」「必ず貸します」「低利でまとめます」「1%の超低金利」などの誇大な表現の広告があるかをチェックしましょう。</p> <p>また、貸金業協会に加盟している業者に対しては、各県の貸金業協会が、電話帳・新聞・インターネット等の広告内容について事前に審査を行い、規制基準をクリアした内容のもののみ、「広告承認番号」を発行しています。</p> <p>貸金業協会に加盟している業者(協会員)の場合、「日本貸金業協会会員 第〇〇〇〇〇〇号」と記載があります。</p> <p>貸金業協会に加盟している業者の広告において、広告承認番号が記載されていない場合は、認可のない違法性の高いものである可能性が高いので注意しましょう。</p>